

南房総市
新型インフルエンザ等対策
行動計画

保健福祉部健康支援課

平成26年8月

目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
II-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-4	新型インフルエンザ等発生時の被害と影響	7
II-5	対策推進のための役割分担	9
II-6	行動計画の主要6項目	12
	(1) 実施体制	12
	(2) サーベイランス・情報収集	12
	(3) 情報提供・共有	13
	(4) 予防・まん延防止	14
	(5) 医療	17
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	18
II-7	発生段階	18
III	各段階における対策	20
	未発生期	20
	(1) 実施体制	20
	(2) サーベイランス・情報収集	20
	(3) 情報提供・共有	21
	(4) 予防・まん延防止	21
	(5) 医療	23
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	23
	海外発生期	24
	(1) 実施体制	24
	(2) サーベイランス・情報収集	24
	(3) 情報提供・共有	25
	(4) 予防・まん延防止	25
	(5) 医療	26
	(6) 市民生活および市民経済の安定の確保	26
	国内発生早期<県内未発生期>～<県内発生早期>	27
	(1) 実施体制	27
	(2) サーベイランス・情報収集	28
	(3) 情報提供・共有	28
	(4) 予防・まん延防止	28

(5) 医療	29
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	29
国内感染期<県内感染期>	31
(1) 実施体制	31
(2) サーベイランス・情報収集	32
(3) 情報提供・共有	32
(4) 予防・まん延防止	32
(5) 医療	33
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	34
小康期	36
(1) 実施体制	36
(2) サーベイランス・情報収集	37
(3) 情報提供・共有	37
(4) 予防・まん延防止	37
(5) 医療	37
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	38
(参考1) 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	39
(参考2) 用語解説	42